

「助かっています！」 ～雇用型訓練の様子～

H28年4月から「横浜市中央浩生館」（社会福祉法人横浜市社会事業協会）で就労訓練が始まりました。訓練の様子について、木場施設長、北本主任にお話を伺いました。

4月から5月まで週3日（1日短時間）の非雇用型訓練を終了し、現在は、5月末から3ヶ月の予定で雇用型訓練に移行しています。雇用型訓練は週3日（1日8時間）と、非雇用型訓練に比べて1日あたりの訓練時間を伸ばしています。訓練内容は、施設利用者が作業をするにあたって、段取りを整えたり、間違いがないかチェックするなど、利用者
と支援員の間に入った補助的業務です。

木場施設長によると、支援員が他業務を優先した場合、施設内作業の支援ができない時もあり、そこに訓練生を配置することで、利用者同士のトラブルが減ったこと、支援員が他の支援業務に回れるようになったこと、またハローワークなどに求人を出しても人が集まらない可能性も高く、認定就労訓練事業という入口によって人材を確保できたなどのメリットがあるそうです。

雇用型訓練の終了後、振り返りを行い、その後そのまま働き続けるか別のステップに進むかご本人の将来目標を踏まえて検討していく予定です。

横浜市中央浩生館

（社会福祉法人横浜市社会事業協会）



横浜市中央浩生館は、生活保護法に基づく施設で、利用者の方々に、生活相談支援・就労支援・作業指導などを行っています。

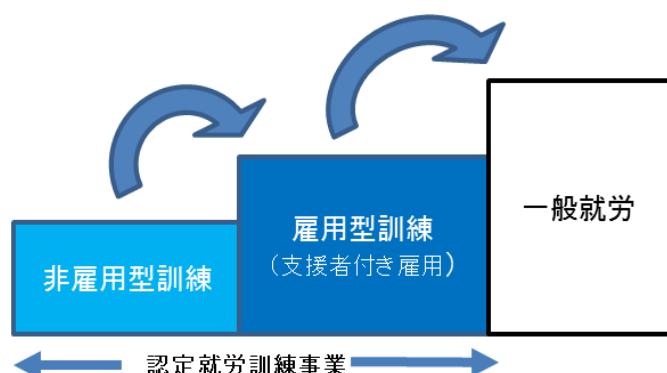
てのひらネットワーク横浜

「横浜市中央浩生館は、無料低額診療を実施している病院、救護施設、母子自立支援施設、女性保護施設など、南区内の施設を中心に、生活困窮者支援の在り方を検討している『てのひらネットワーク横浜』に参加しています。認定就労訓練事業が始まる前から、中間的就労の大切さを話し合っていました。そのこともあって、認定就労訓練事業所に申請しました。」
（木場施設長）

訓練生は、頼りになる分、がんばりすぎないように気を配っています。（支援担当 北本主任）



認定就労訓練事業 スモールステップで就労へ



認定就労訓練事業は、雇用契約を結ぶ前の訓練（非雇用型訓練）、雇用しているが、支援者がつく訓練（雇用型訓練）を経て、一般就労につながることを目標としています。現在、浩生館では、「非雇用型訓練」から「雇用型訓練」に進んでいます。（非雇用型のみ、雇用型のみ実施の事業所もあります。）

横浜市における生活困窮者支援 認定就労訓練事業所のご紹介

7/11現在(認定予定含む)

*認定順

	事業所名(法人名)	業種	訓練内容
1	特別養護老人ホームラポール三ツ沢(社会福祉法人いきいき福祉会)	高齢者介護	キッチンパートナー/介護補助
2	ラポール西寺尾(社会福祉法人いきいき福祉会)	高齢者介護	介護補助
3	KYODOU株式会社	警備業	交通誘導等
4	横浜市民活動支援センター(認定NPO法人市民セクターよこはま)	市民活動支援	一般事務等
5	特別養護老人ホーム白朋苑(社会福祉法人横浜太陽会)	高齢者介護	介護補助
6	共働舎(社会福祉法人開く会)	知的障害者施設	園芸補助、清掃等
7	認定NPO法人横浜移動サービス協議会	高齢者・障害者支援	障害者支援補助等
8	港南台タウンカフェ(株式会社イータウン)	コミュニティカフェ	コミュニティカフェ運営
9	横浜市社会教育コーナー(特定非営利活動法人横浜市民アクト)	生涯学習支援	清掃補助、事務補助等
10	横浜中央浩生館(社会福祉法人横浜市社会事業協会)	更生施設	支援員補助
11	特別養護老人ホーム旭ホーム(社会福祉法人漆原清和会)	高齢者介護	介護補助
12	ピッピ学童保育&放課後等デイサービスとなりのいえ (特定非営利活動法人ピッピ・親子サポートネット)	学童保育・障害児放課後等デイサービス	清掃補助等
13	ピッピ保育園(特定非営利活動法人ピッピ・親子サポートネット)	保育園	清掃補助・調理補助等
14	ダスキンあざみ野支店(株式会社ダスキン東横)	清掃業	ハウスクリーニング補助
15	特別養護老人ホーム弥生苑(社会福祉法人藤嶺会)	高齢者介護	介護補助
16	花花カフェ(公益財団法人横浜YWCA)	喫茶	接客、調理補助等
17	ガイズカンパニー株式会社	外構サイディング	外構、外壁、屋根施工
18	特別養護老人ホームかわいの家(社会福祉法人奉優会)	高齢者介護	清掃
19	特別養護老人ホームクロスハート栄・横浜(社会福祉法人伸こう福祉会)	高齢者介護	周辺補助業務
20	クロスハート金沢・横浜(社会福祉法人伸こう福祉会)	高齢者介護	家事補助・介護補助

*NO18.19.20が前号発行後新たに認定(予定含む)されました。

【生活困窮者支援とは？】

働きたくても働けない、住む所がないなどの相談を、横浜では各区の生活支援課が行っています。一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

【就労訓練事業とは？】

すぐに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施します。(いわゆる中間的就労)

【横浜市就労訓練事業支援センターとは？】

中間的就労を必要とする人に、適切な中間的就労の場を提供できるよう、事業所の開拓、マッチングを行っています。訓練にあたって、事業所のみならず、ご自身の困りごとにも対応いたします。横浜市が設置し、特定非営利活動法人ユースポート横浜が運営しています。

発行：横浜市就労訓練事業支援センター 運営主体：特定非営利活動法人ユースポート横浜

TEL045-290-7239 FAX045-290-7235 e-mail shien-center@youthport.jp 綿引

*就労訓練事業や認定申請手続きなどお気軽にお問合せください。